



# 令和6年度実施 障害のある人を対象とした 尼崎市会計年度任用職員（非常勤事務補助員） 募集案内 【尼崎市版チャレンジ雇用】

## ●募集について

障害をお持ちの方で、民間企業等での就労を希望しているが、ちょっと自信がない、もうちょっと経験を積みたいという方を対象に、尼崎市版チャレンジ雇用として、会計年度任用職員（非常勤事務補助員）の募集をします。

## ●チャレンジ雇用とは（5ページ参照）

チャレンジ雇用とは、障害のある方が国や自治体において、1年から3年間雇用し、その経験を活かして民間企業等への就職を目指すものです。

## ●会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内（※<sup>1</sup>）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※<sup>2</sup>）が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

## ●会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

## 1 採用日及び採用予定人数

令和6年6月1日付採用：8人程度

## 2 主な職務内容

パソコン入力、書類のスキャン、封入・封緘等、その他所属長が必要と認める業務  
※ジョブコーチが障害特性等に応じて就労環境の調整等を行います。

## 3 応募条件

次の（1）～（4）の条件の全てを満たす方

- （1） 次のいずれかの手帳の交付を受けており、チャレンジ雇用後に民間企業等への就職を目指す方（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳）

※受付期間に交付申請中の場合は、申込ができません。

※申込時点では手帳の交付を受けていても、採用日までには有効期限を迎え、その更新が不可だった場合は採用しません。

- (2) 勤務条件を遵守し、任期中、安定して勤務することができ、自身の障害特性について伝えることができる方
- (3) 主治医から一般就労許可がある方
- (4) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者  
 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 応募方法

##### 【必要書類】

- ① 尼崎市会計年度任用職員（非常勤事務補助員）採用試験申込書
- ② 作文「チャレンジ雇用を志望する理由」（400字詰め原稿用紙2枚程度）

【提出方法】 郵送もしくは持参にて提出してください。

**※必ず簡易書留で郵送して下さい。**

※簡易書留以外での郵便事故については、一切責任を負いません。

※持参により申し込む場合、必ず事前に電話かFAXでご連絡の上、必要書類一式をご持参ください。

【応募受付期間】 令和6年4月1日（月）～令和6年4月11日（木）（必着）

※受付締め切り後1週間以内に、採用試験申込書に記載のメールアドレス宛に、試験日時等のご案内を送付します。郵送を希望される方は、事前に事務局までご連絡ください。

※メールは受信可能な設定にさせていただきますようお願いします。

※持参での受付は8時45分から17時30分までとします。

#### 5 勤務条件

##### (1) 任期

令和6年6月1日～令和7年3月31日まで

※翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好な場合に限り、任期終了後に再び任用される可能性があります（最長で令和9年3月31日まで）。

##### (2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

##### (3) 勤務場所（予定）

尼崎市役所 市政情報センター

（業務内容によって尼崎市本庁舎で勤務していただく場合があります）

##### (4) 勤務時間

原則 週30時間勤務 午前9時～午後4時（1日6時間×5日/週）

ただし、希望によっては以下の勤務時間等も可能とする。

週20時間勤務 ・ 午前10時～午後3時（1日4時間×5日/週）

- ・午前 9 時～午後 3 時(1 日 5 時間×4 日/週)
- ・午前 10 時～午後 4 時 (1 日 5 時間×4 日/週)

① 休憩時間 正午から午後 1 時まで

② 勤務を要しない日等

ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始 (12 月 29 日～翌 1 月 3 日)

エ (週 4 日勤務を希望した場合) 月曜日から金曜日までのうち 1 日

③ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(5) 休暇等

年次休暇 (有給)、夏季休暇 (7～9 月) (有給)、育児休業 (無給) 等の制度あり

(6) 給与等

① 報酬月額 138,320 円～140,200 円 (週 30 時間勤務の場合)

※年齢や年度により額が異なる給与体系となっています。

② 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道 2 km 以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道 1 km 以上の場合支給あり

③ 賞与 期末手当及び勤勉手当を 6 月及び 1 2 月に支給 (予定)

※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動や支給要件に該当しない場合があります。

(7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり (健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用)

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。(加入するかどうかを自ら選択することはできません。)

(8) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(9) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所あり)

(10) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程 (要綱その他の定めを含む。) が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

## 6 選考について

(1) 選考方法 一次選考：書類選考 (作文)

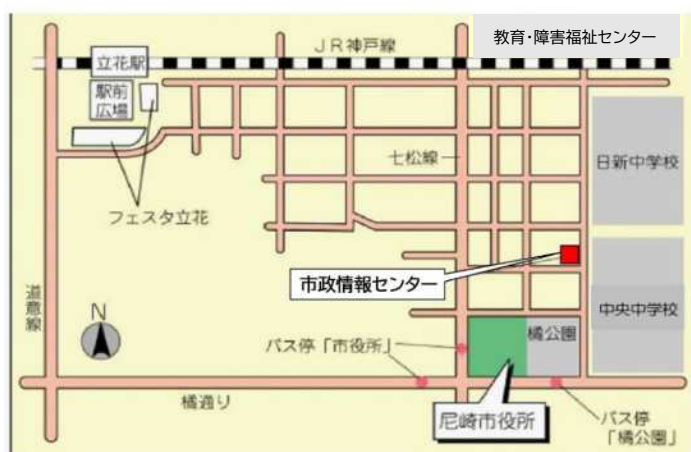
二次選考：個人面接

(2) 面接日程 令和 6 年 4 月下旬 (一次選考通過者に別途案内します)

(3) 面接会場 尼崎市市政情報センター 1 階 (尼崎市東七松町 1 丁目 5-20)

※支援者等が同席することも可能です。

(4) 結果発表 令和6年5月中旬に郵送により通知（予定）



## 7 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報保護法により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。
- (4) 合格者には、5月下旬に指定医療機関において健康診断（無料）を受診していただく予定です。

## 8 Q&A

- (1) 受験資格について
  - Q 尼崎市外に在住していても受験できますか？
  - A 尼崎市外に在住の方でも受験いただけます。
- (2) 選考内容について
  - Q 選考内容はどのような内容ですか？
  - A 書類選考と個別面接を実施します。書類選考では、チャレンジ雇用を志望する理由について確認するとともに、個別面接では就労意欲や基本的なコミュニケーション能力、勤務可能な体調であるか、必要な合理的配慮の確認等のために、市職員からいくつか質問させていただきます。

## 9 問い合わせ先(応募受付先)

尼崎市 総務局 人事管理部 能力開発支援担当  
〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目5番20号  
電話：06-6415-6533 FAX：06-6415-8433  
メール：ama-noukai@city.amagasaki.hyogo.jp

# チャレンジ雇用について

今回の募集は「チャレンジ雇用」です。

募集対象となるのは、「障害者手帳をお持ちの方で、継続的に働くことを目指して民間企業等での就労を希望しているが、ちょっと自信がない、もうちょっと経験を積みたい」という方です。

※チャレンジ雇用とは、国や自治体において、障害者を1年から3年間雇用し、その経験を活かして民間企業等への就職を目指すものです。

民間企業等に就職



1~3年後

市役所での仕事を通して、スキルアップおよび経験や実績を積み、自信を高める。



チャレンジ雇用  
に応募、採用



就職して他の社員さん達と  
うまくやっていけるだろうか？

就職したいけど、  
自信がないな…

就職

福祉系事業所での  
経験はあるけど、  
一般の会社に  
就職するのは  
不安…

